

各支給認定保護者の皆さまへ

社会福祉法人あさか杏樹会
あさかだいアンジュ保育園
エルアンジュ ・ プチアンジュ
あさしがおかアンジュこども園

令和 5 年度における施設型給付費等の法定代理受領の通知について

令和 5 年度、各園で代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について「在籍園にかかる各支給認定子どもの公定価格の額（別資参照）から各支給認定保護者にかかる利用者負担額を減じた額」となります。

（参考）法定代理受領の通知の法的位置づけ

・子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく施設型給付等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に充てるため、市町村から各園に対して直接支払いが行われています。（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。）

・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 14 条第 1 項（第 50 条において準用する場合を含む。）により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、この度令和 5 年度の実績を報告するものです。（あくまで実績をご報告するものであり、これにより追加の給付や利用者の負担に支払い等が発生するものではありません。）

ご不明な点等ございましたら、あさか杏樹会本部までお問い合わせください。